

# 居宅介護・重度訪問介護・外出支援について

- 対象の方は「障害福祉サービスのご案内」に掲載しています。
- 介護保険の対象となる方は、原則として介護保険サービス優先です。

## 居宅介護とは？

障害者(児)の自宅で、ホームヘルパーが入浴、排せつ、食事の介護等を行います。  
具体的には…

### ①身体介護

- ・食事介助 ・排せつ介助 ・衣類の着脱 ・入浴介助 ・身体的清拭
- ・起床・就寝介助 ・身体整容(爪切り等)・体位変換 ・服薬介助 など

### ②家事援助

- ・洗濯 ・衣類の整理 ・掃除 ・ゴミ出し ・調理 ・生活必需品の買い物
- ・ベッドメイク ・薬の受け取り(※1) ・育児支援(※2) など

(※1)本人が医師から交付された処方箋により、薬局に受取りに行きます。

(※2)育児をする親が障害のために、本来家庭内で行う養育を十分にできない場合に代替するものです。

### ③通院等介助

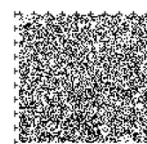
定期的な通院や、公的手続き等で官公署に行く際、屋内外における移動の介助、通院先での受診等の手続きを行います。移動手段は公共交通機関だけでなく、ホームヘルパー自らが運転する車も含まれます。

### ④通院等乗降介助

ホームヘルパーが自ら運転する車両への乗車・降車の介助とともに、乗車前、降車後の屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続きを行います。

## 居宅介護を利用できない例

- 利用者(障害児の場合は保護者)が不在時のサービス提供
- 利用者本人以外の者のための調理・洗濯・買い物・布団干し
- 主として利用者本人が使用する居室以外の掃除
- 大掃除、窓のガラス拭き、床のワックスがけ、家具等の移動、修繕・模様替え
- 自家用車の洗車、庭の草むしり、草木の水やり、植木の剪定、ペットの世話
- 正月・節句等のために特別な手間をかけて行う調理
- 見守りのみ、留守番、接客
- 医療行為や服薬管理
- 入院中や医療機関での診療中など保健医療サービスを利用している間
- 日中活動系サービスや訪問入浴等、他の福祉サービスを利用している間



## 重度訪問介護とは？

重度の肢体不自由・知的障害・精神障害者の方が対象です。ホームヘルパーが比較的長時間にわたり、見守りの支援とともに、日常生活に生じる様々な介護を行います。

具体的には…

- ・食事介助 ・排せつ介助 ・調理 ・洗濯 ・コミュニケーション支援
- ・家電製品の操作等の援助 ・外出時における移動中の介護 など

## 外出を支援するサービスとは？

屋外での移動が困難な方が外出する場合に行う支援です。社会生活上必要不可欠な外出(※3)や、余暇活動等の社会参加のための外出(※4)が対象です。

(※3)病院(不定期)や銀行、美容院に行くこと、保護者参観や冠婚葬祭等を指します。

(※4)余暇、スポーツ活動や墓参り等を指します。余暇活動等の外出支援は介護保険にならないため、介護保険の対象者でも、移動支援又は同行援護を利用できます。

## 外出を支援するサービスの種類

### ①同行援護

視覚障害により、屋外での移動が困難な方に、外出時に必要な支援を行います。

### ②行動援護

行動上著しい困難がある方に、外出時に危険を回避するための支援を行います。

### ③移動支援(※5)

屋外での移動が困難な方に対して必要な支援を行います。

(※5)同行援護・行動援護の決定を受けた方は、原則移動支援を利用することはできません。ただし、行動援護だけでは外出できない事情がある場合は、移動支援を併用できます。

## 移動支援を利用できないものの例

- 経済的な活動(通勤のための利用、商品販売や営業活動等)
- 宗教活動・政治的活動である勧誘・宣伝等、特定の利益を目的とする団体活動のための外出
- ギャンブル・飲酒を主とする外出
- 通年かつ長期にわたる外出  
例)定期的な送迎:施設、日中活動系サービス、作業所、学校・園等  
(一時的に必要な場合は区役所・支所にご相談ください)
- 入院中や医療機関での診療中など保健医療サービスを利用している間
- 訪問入浴等、他の福祉サービスを利用している間

